

令和8年度一般競争入札（総合評価）を次のとおり行うので公告する。

令和8年9月10日

京田辺市長 上 村 崇

1 入札に付する工事

令和8年度 市道山手幹線舗装修繕工事の工事請負契約について、地方自治法第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

この工事は、「京田辺市建設工事総合評価競争入札試行要綱」に基づく総合評価の試行工事である。

また、この工事は「京田辺市特別簡易型総合評価競争入札ガイドライン」における「受注機会促進型」の評価項目に基づき、技術評価を実施するものであり、「京田辺市建設工事に係る低入札価格調査制度事務取扱要綱」に基づく「低入札価格調査制度」を適用する。

2 その他

入札参加希望者は、所定の日までに必要書類を提出すること。

なお、この入札は、京田辺市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

1 工事名及び入札参加資格等

工事番号	8-24k
工事名	令和8年度 市道山手幹線舗装修繕工事
工事場所	京田辺市 花住坂 地内
工事概要	① アスファルト舗装工 A=600 m ² ② 溶融式区画線工 N=一式
予定工期	契約日の翌日から令和9年2月26日まで
入札方式	特別簡易型総合評価競争入札（受注機会促進型）
税抜予定価格	事後公表
税抜調査基準価格	有り
週休2日制工事	対象（発注者指定型） 当初予定価格には完全週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じているため、入札時には留意すること。
入札参加資格等	【共通事項】 次のいずれにも該当する者であること。 （1）京田辺市に令和8・9年度の建設工事入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出し、入札参加資格者名簿に登録をされた者であること。 （2）一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）提出期間の最終日から入札執行の日までの期間において、京田辺市競争入札に係る参加資格の停止等に関する措置要領（令和5年京田辺市告示第37号）に基づく競争入札参加資格の停止の措置を受けていないこと。 （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。 （4）健康保険、厚生年金及び雇用保険の全てに加入している者（法令の規定により適用を除外されている者を除く）であること。 【個別事項】 次のいずれにも該当する者であること。 （1）建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく舗装工事業の許可を有していること。 （2）申請書において、入札参加を希望する建設業の種類に「舗装」を選択していること。 （3）以下のいずれかに該当する者であること。 ① 本店が京田辺市内に所在し、最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「現結果通知書」という。）における舗装工事での総合評定値（P）が600点以上であり、かつ、当該工事の完成工事高がある者。 ② 受任先営業所が京田辺市内に所在し、現結果通知書における舗装工事での総合評定値（P）が900点以上であり、かつ、当該工事の完成工事高の平均欄に計上している額が1億円以上である者。 （4）過去10年以内において、元請としての公共機関発注の同種工事（アスファルト舗装工事）の施工実績を有すること。 （5）配置予定技術者として、自社と直接かつ恒常的な雇用関係のある「舗装工事」に係る主任技術者資格又は監理技術者資格を有する者。この場合、「恒常的な雇用関係」とは、この確認申請書の提出日以前に3か月以上雇用関係があることをいう。

(6) <u>本店が京田辺市内に所在しない者にあつては、過去10年以内に公共機関発注の舗装工事における実績を有する技術者を工事現場に配置できる者であること。</u>
--

2 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書、資格確認資料及び技術資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに確認申請書、資格確認資料及び技術資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 提出書類

① 確認申請書

② 資格確認資料（添付資料）

ア 現結果通知書の写し

イ 工事実績調書

ウ 下請予定額及び配置予定技術者調書

下請予定額に応じて、主任技術者又は監理技術者を記載すること。

本入札においては、複数の候補者を記入することは認めない。また、配置予定技術者に求める恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

エ 配置予定技術者の資格及び自社と直接かつ恒常的な雇用関係を証明するものの写し

③ 入札参加資格確認申請と同時に提出する総合評価競争入札の評価項目に係る技術資料

ア 企業の施工能力

●過去10年間の京田辺市発注の同種工事（舗装工事）の施工実績

・京田辺市発注工事の施工実績は市で確認できるため、コリンズ等の書類は求めない。

●過去10年間の京田辺市発注の同種工事（舗装工事）の工事成績評定点の平均点

・京田辺市発注工事の工事成績評定点は市で確認できるため、工事成績評定通知等の書類は求めない。

イ 配置予定技術者の能力

・確認申請書に記載すること。

・国家資格を有する技術者を配置する場合は、その国家資格を証するものの写しを提出すること。
（監理技術者証の写し可。ただし、国家資格欄が鮮明なものに限る。）

ウ 地域への貢献

・確認申請書に記載すること。

・加対象者の確認は、災害協定締結団体から提出された名簿によることとし、加入証明書等の書類は求めない。

エ 受注実績

・受注実績の件数は、京田辺市が発注した当該工種（舗装工事）の工事において、今年度の4月1日から本工事の開札日の前日までの間に、入札公告を行い、かつ落札決定された件数を指す。ただし、当初の請負代金額が5,000千円未満の工事については、受注実績の対象としない。

・京田辺市が発注した当該工種（舗装工事）の受注実績は市で確認できるため、落札決定通知書等の書類は求めない。

(3) 確認申請書及び技術資料提出期間

令和8年9月16日（水）午前9時～午後6時まで

令和8年9月17日（木）午前9時～午後3時まで

なお、(4)に示す持参又は郵送による提出の場合、正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。

(4) 提出方法

- ① 上記(2)に示す「①確認申請書」、「②資格確認資料(添付資料)」及び「③技術資料」については、京都府共同利用電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により申請(提出)すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、確認申請書のみを電子入札システムにより提出することとし、添付資料のすべてを持参又は郵送((3)に示す提出期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)すること。

- ② やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加する者(以下「紙入札者」という。)は、紙入札方式参加承諾願(京田辺市公共工事電子入札運用基準(以下「電子入札運用基準」という。)様式第2号)とともに(2)に示す提出書類を(3)に示す提出期間内に持参すること。なお、紙入札者の郵送による提出は、認めない。

- ③ 持参又は郵送する場合の提出先

〒610-0393

京都府京田辺市田辺80番地 京田辺市建設部建設政策推進室

3 入札参加資格の確認通知

- (1) 確認申請書等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。
- (2) 入札参加資格確認通知書(以下「通知書」という。)は、令和8年9月25日(金)に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者については電話等で連絡するので、連絡以降、通知書を京田辺市建設部建設政策推進室まで受け取りに来ること。

4 総合評価に関する事項

- (1) 価格以外の技術的な要素の評価(技術評価)に関する基準は「特別簡易型総合評価競争入札 落札者決定基準」のうち、「**受注機会促進型**」に基づくものとする。

- (2) 総合評価の方法

総合評価は、標準点(100点)に技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点を加えたもの(以下「技術評価点」という。)を当該入札者の入札金額で除して得られた評価値(以下「評価値」という。)をもって行うものとする。

- (3) 落札者の決定方法

ア 落札者は、入札金額が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、(2)によって得られた評価値が最も高い者とする。ただし、本入札は低入札価格調査制度を適用するため、調査基準価格未満の入札がある場合は、調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められない者のうち、(2)によって得られた評価値が最も高い者を落札者とする。

調査基準価格については、「京田辺市建設工事に係る低入札価格調査制度事務取扱要綱」によるものとし、低入札価格調査制度による調査を行う場合、資料提出の期限は、開札日の翌開庁日から5日以内とする。なお、低入札調査に伴い開札後落札決定を保留する場合において、保留期間中に京田辺市競争入札に係る参加資格の停止等に関する措置要領に基づく、指名停止措置を受けた者の行った入札は無効とする。

また、契約締結後においても検査時その他の時に、低入札調査における提出資料の適正な履行を確認する資料の提出を求めることがあるので協力すること。

イ 評価値が最も高いものが2人以上あるときは、電子入札システムにおけるくじ機能を用いたくじにより落札者を決定するものとする。

5 設計図書の閲覧

- (1) 仕様書、工事図面及び金抜設計書等については、京都府共同利用入札情報公開システム(以下「入札

情報公開システム」という。)において公開するので、原則として本公告に示す公開期間内にダウンロードすること。ただし、やむを得ず窓口での配布を希望する場合は、事前に京田辺市建設部建設政策推進室へ申し出ること。その場合、本工事の入札参加要件を満たすものに限り、有償で配布する。

(2) 窓口での配布期間

公告日の午前9時から入札受付最終日の午後5時まで

6 質問受付及び回答

(1) 質問の提出方法

入札担当課まで直接持参の上、提出されるか、若しくは、Word データで提出すること。なお、電子メールで提出した際は、入札担当課へ受領確認の電話連絡をすること。

(2) 質問受付締切り

令和8年9月28日(月) 正午

(3) 回答日

令和8年10月1日(木) 午後1時以降
入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間、予定価格の公表、予定価格に関する質疑の受付・回答及び開札日

(1) 入札期間

令和8年10月6日(火) 午前9時～午後6時

令和8年10月7日(水) 午前9時～午後5時

(2) 予定価格の公表

令和8年10月7日(水) 午後5時以降

入札情報公開システムにおいて公表する。

(3) 予定価格に関する質疑の受付締切り

令和8年10月9日(金) 正午

質疑がある場合は、「予定価格に係る照会書」を FAX で入札担当課へ提出すること。

(4) 予定価格に関する質疑への回答日

令和8年10月14日(水)

質疑への回答は、質疑を提出した業者へ個別に FAX で回答する。

(5) 開札日

【予定価格に関する質疑がないとき】

令和8年10月13日(火)

【予定価格に関する質疑があるとき】

令和8年10月15日(木)

開札予定時間については、入札情報公開システムにおいて公表する。

8 入札の方法等

(1) 本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

ただし、紙入札者については、本公告に示す入札期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に京田辺市建設部建設政策推進室へ入札書を提出(必着)すること。紙入札者の提出方法については、電子入札運用基準第18条第4項によること。

(2) 工事費内訳書

工事内訳書は、電子入札システムにより入札書とともに**必ず**提出すること。(紙入札者の提出方法については、(1)によること。)

なお、開札の日時において有効な工事費内訳書を提出できていない者の行った入札は、本公告の「12 その他（1）入札の無効等に関する事項⑥その他、入札条件に違反した者」に該当するものとして、無効とする。

（3）注意事項

本公告に示す税抜予定価格は、消費税を含まない金額である。

9 支払条件

（1）前払金 有

請求があった場合、請負代金額の4割を超えない範囲で支払う。

（2）中間前払金 有

請求があった場合、「京田辺市公共工事の中間前金払に関する事務取扱要領」に従い、請負代金額の2割を超えない範囲で支払う。

（3）部分払

次の各号に掲げる契約金額に応じ、当該各号に定める回数とする。

（ア） 2,000万円以上6,000万円未満 1回

（イ） 6,000万円以上1億円未満 2回以内

（ウ） 1億円以上 3回以内

（4）中間前払金と部分払の選択

「京田辺市公共工事の中間前金払に関する事務取扱要領」の規定による。

（5）精算払 工事完成時に行う。

10 入札保証金 免除

11 契約保証金

（1）請負者は、契約の締結と同時に次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、⑤の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保証証券を京田辺市に寄託しなければならない。なお、契約金額が500万円未満となる場合は、契約保証金の納付を免除する。

① 契約保証金の納付

② 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

③ 契約に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行若しくは京田辺市が確実に認める金融機関又は保証事業会社の保証

④ 契約に係る債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

⑤ 契約に係る債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

（2）契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

12 その他

（1）入札の無効等に関する事項

次の各号の一に該当する者のした入札は無効又は失格とする。

① 入札に参加する資格のない者

② 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者

③ 入札に関し連合等の不正行為をした者

④ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者

⑤ 税抜最低制限価格未満の金額又は事前公表された税抜予定価格を超える金額で入札した者

⑥ その他、入札条件に違反した者

- (2) 入札時点で配置を予定していた技術者が、他の落札案件に配置する等の理由により配置できなくなり、入札に参加する資格がなくなった場合、開札日の前日までに「入札無効申請書」を押印の上、入札担当課に持参により提出することで、当該案件の入札を無効にすることができるものとする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該申請を無効とするとともに、競争入札参加資格の停止を行う場合がある。ただし、「入札無効申請書」を提出した場合には、この限りではない。
- (4) 本市HPで公表している「建設工事と技術者について」の4に規定する現場代理人については、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係にある者から選任し、また、工事現場に常駐しなければならないことから他の工事と兼務はできない。ただし、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、連絡体制が確保されると認めた場合は、この限りでない。
- (5) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者の中から1名の技術者を選定し、本工事に配置すること。なお、技術者の資格要件及び専任要件の詳細な確認については、契約時に行う。
- (6) 落札者は、京田辺市暴力団排除条例（平成25年京田辺市条例第20号）第12条第5項の規定により「誓約書」を提出すること。なお、契約金額が150万円未満の場合については、この限りでない。
- (7) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

1.3 入札及び契約手続における担当部課

京田辺市建設部建設政策推進室

電話番号 0774-64-1340（直通）

FAX番号 0774-62-2844

メールアドレス pp-kensetu@city.kyotanabe.lg.jp

特別簡易型総合評価競争入札 落札者決定基準（令和7年3月13日適用）

評価項目	評価内容	評価基準	配点	標準型	受注機会促進型
企業の施工能力	過去１０年間の京田辺市発注の同種工事の施工実績	実績あり	１	○	○
		実績なし	０		
	過去１０年間の京田辺市発注の同種工事の工事成績評定点の平均点	６０点以上	１	○	○
		６０点未満 又は工事成績評定点なし	０		
配置予定技術者の能力	配置予定技術者の保有する資格	国家資格あり	１	○	○
		国家資格なし 又は調査基準価格未満の入札を行った者	０		
地域への貢献	京田辺市との災害協定の締結	当該工種に係る災害協定を締結している団体の構成員	１	○	○
		協定締結なし	０		
受注実績	発注年度の４月１日から開札日の前日までの受注実績	０件	０.０００１	－	○
		上記以外	０		
加算点満点計				４	４.０００１

4 評価項目の設定

(1) 企業の施行能力

I 京田辺市発注の同種工事の施工実績：1点

施工実績	加算点
実績あり	1点
実績なし	0点

ア) 京田辺市が発注した当該工種の工事で、元請けとして、入札公告日の属する年度の前年度以前10年間に完了検査及び工事成績評定を受けたものを評価する。

イ) 平成29年度以前に京田辺市が発注した上下水道部の土木一式工事及び舗装工事は評価対象とするが、平成30年度以降に京田辺市公営企業管理者職務代理者が発注した土木一式工事及び舗装工事は評価対象としない。

ウ) 京田辺市発注工事の施工実績は市で確認できるため、コリンズ等の書類は求めない。

II 京田辺市発注の同種工事の工事成績評定点の平均点：1点

工事成績評定点の平均点	加算点
60点以上	1点
60点未満又は工事成績評定点なし	0点

ア) 京田辺市が発注した当該工種の工事で、元請けとして、入札公告日の属する年度の前年度以前10年間に完了検査及び工事成績評定を受けたものを評価する。

イ) 平成29年度以前に京田辺市が発注した上下水道部の土木一式工事及び舗装工事は評価対象とするが、平成30年度以降に京田辺市公営企業管理者職務代理者が発注した土木一式工事及び舗装工事は評価対象としない。

ウ) 京田辺市発注工事の工事成績評定点は市で確認できるため、工事成績評定通知等の書類は求めない。

(2) 配置予定技術者の能力

配置予定技術者の保有する資格：1点

保有資格	加算点
国家資格あり	1点
国家資格なし、又は調査基準価格未満の入札を行った者	0点

ア) 配置予定技術者は、複数の候補者を記入することは認めない。

イ) 評価する保有資格は、当該工種に関する、1級・2級国家資格又は技術士に限る。

ウ) 国家資格を証するものの写しを提出すること。(監理技術者証の写し可。ただし、国家資格欄が鮮明なものに限る。)

(3) 地域への貢献

京田辺市との災害協定の締結：1点

災害協定の締結	加算点
当該工種に係る災害協定を締結している団体の構成員	1点
協定締結なし	0点

ア) 土木一式工事及び舗装工事においては、京田辺市と「道路、河川等の公共施設機能の確保並びに災害の復興工事を行うため」の災害協定を締結している団体の構成員（準会員を含む）であること。

イ) 造園工事においては、京田辺市と「公園、緑地等の公共施設機能の確保及び災害の復興工事を行うため」の災害協定を締結している団体の構成員であること。

ウ) 入札公告日現在、当該工種に係る災害協定を締結している団体の構成員を加点する。

エ) 各構成員からの申請によって加点する。

オ) 加点对象者の確認は、災害協定締結団体から提出された名簿によることとし、加入証明書等の書類は求めない。

(4) 受注実績

当該年度の4月1日から入札公告日までの受注実績：0.0001点

受注実績	加算点
0件	0.0001点
上記以外	0点

ア) 受注実績が0件とは、当該工事の開札日の前日時点で、京田辺市が発注した当該工種の工事において、当該年度の4月1日から開札日の前日までの間に、入札公告を行い、かつ、落札決定された件数が0件であることを指す。

イ) 当初の請負代金額が入札・契約事務審査委員会にて別に定める金額未満の工事については、受注実績の対象としない。

ウ) 随意契約による工事は、受注実績の対象としない。

エ) 京田辺市が発注した当該工種の工事の受注実績は市で確認できるため、落札決定通知書等の書類は求めない。